



浄化槽の 使用の休止・再開の届出

令和元年6月の法改正により、浄化槽の使用の休止・再開の届出が法制化され、令和2年4月1日から施行されました。

制度概要

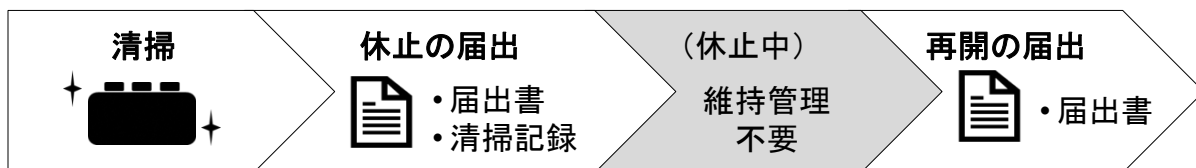
休止の届出を都道府県知事に提出した場合、休止期間中は、**保守点検、清掃及び法定検査法定検査の義務が免除**されます。
また、使用を再開する場合は、再開した日または再開したことを知った日から30日以内に再開の届出をする義務があります。

ポイント

休止の届出は義務ではありませんが、目安として1年以上休止する場合は、届出を行うよう願います。

休止の届出を行う場合は、休止のための清掃（汚泥の全量引き出し水張り）が必要です。また休止の届出には清掃の記録を添付します。

休止から再開までの流れ



浄化槽を休止する時は、保守点検業者・清掃業者に休止する旨を必ず伝えましょう。

補足

これまで、各自治体で独自の休止届出を実施していましたが、これにより休止中の保守点検等の義務が免除されるものではありません。
各自治体独自の休止届出を提出している浄化槽管理者（設置者・管理者）は、法制化された休止の届出について検討願います。

問い合わせ先

北海道 環境生活部 環境局循環型社会推進課 一般廃棄物係

電話 011-231-4111 (内線24-313)

【届出先】裏面を参照願います。

【届出様式】下記道ホームページを参照願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/jokaso-yoshiki.htm>

◆届出先（札幌市、小樽市、函館市、旭川市を除く道内）

解説	届出先		
	〔 浄化槽の設置場所が、権限移譲済市町村にある場合は、各権限移譲済市町村。 それ以外は、浄化槽の設置場所の市町村を所管する各（総合）振興局になります。 〕		
振興局 区分	権限移譲済 市町村	振興局	所在地と連絡先
空知	岩見沢市、長沼町、 月形町、新十津川町、 秩父別町、雨竜町、 北竜町、沼田町	空知総合振興局 (環境生活課)	〒068-8558 北海道岩見沢市8条西5丁目 電話 0126-20-0200 (総合案内)
石狩	-	石狩振興局 (環境生活課)	〒060-8558 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 電話 011-231-4111 (代表)
後志	黒松内町	後志総合振興局 (環境生活課)	〒044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 電話 0136-23-1300 (総合案内)
胆振	各市町村	-	-
日高	浦河町	日高振興局 (環境生活課)	〒057-8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56 電話 0146-22-9030 (総合案内)
渡島	北斗市、福島町、 木古内町、七飯町、 八雲町、長万部町	渡島総合振興局 (環境生活課)	〒041-8558 北海道函館市美原4丁目6-16 電話 0138-47-9400 (総合案内)
檜山	-	檜山振興局 (環境生活課)	〒043-8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336-3 電話 0139-52-6500 (総合案内)
上川	次の市町村を除く 各市町村 美深町、中川町、 幌加内町	上川総合振興局 (環境生活課)	〒079-8610 北海道旭川市永山6条19丁目 電話 0166-46-5900 (総合案内)
留萌	-	留萌振興局 (環境生活課)	〒077-8585 北海道留萌市住之江町2丁目1番地2 電話 0164-42-8404 (総合案内)
宗谷	-	宗谷総合振興局 (環境生活課)	〒097-8558 北海道稚内市末広4丁目2-27 電話 0162-33-2516 (総合案内)
林-ツ	遠軽町	林-ツ総合振興局 (環境生活課)	〒093-8585 北海道網走市北7条西3丁目 電話 0152-41-0603 (総合案内)
十勝	新得町、足寄町	十勝総合振興局 (環境生活課)	〒080-8588 北海道帯広市東3条南3丁目 電話 0155-26-9005 (総合案内)
釧路	次の市町村を除く 各市町村 鶴居村	釧路総合振興局 (環境生活課)	〒085-8588 北海道釧路市浦見2丁目2番54号 電話 0154-43-9100 (総合案内)
根室	各市町村	-	-

◆届出の様式

下記道のホームページからダウンロード出来ます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/jokaso-yoshiki.htm>

なお、ホームページが参照できない場合は、表面の下段に記載の問い合わせ先にご連絡ください。